

基準費用額（食費）の見直しについて

令和8年度介護報酬改定に向けたポイント

令和8年
8月施行

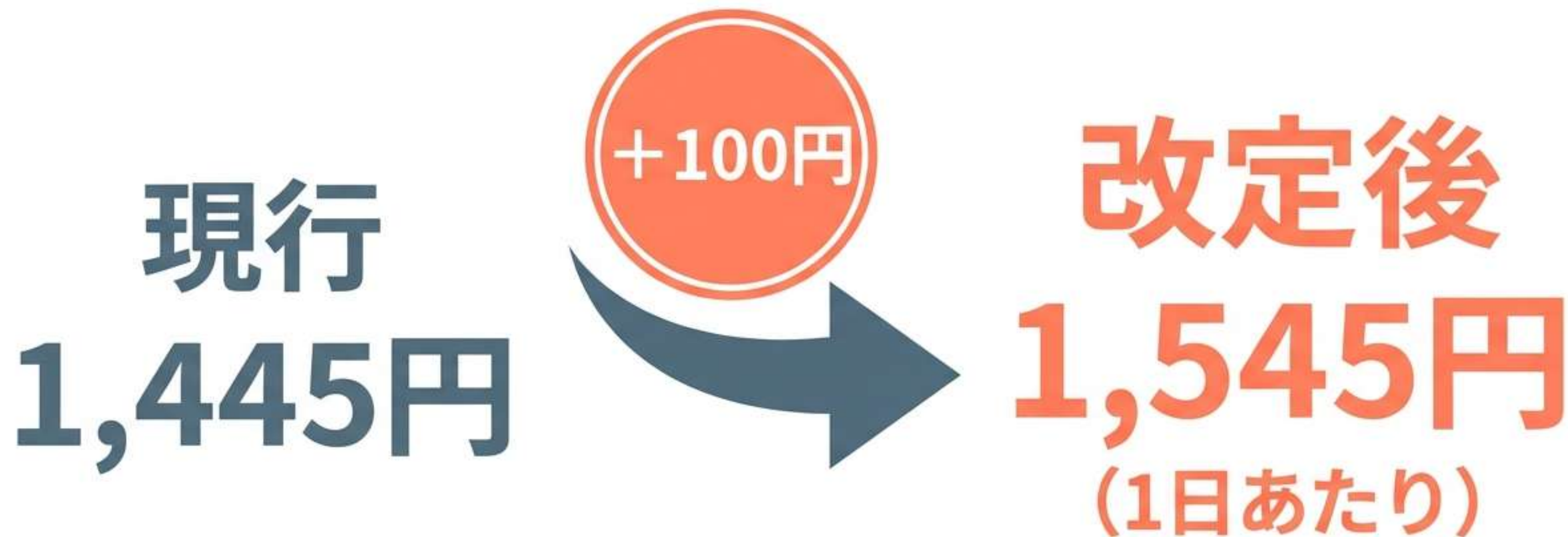


なぜ、今見直しを行うのか？



- **背景：**
近年の食材費高騰により、施設が負担する実態の費用が基準額を上回っています。
- **対応：**本来の改定時期（令和9年）を待たずに、緊急対応を行います。

基準費用額（食費）の引き上げ



※これは施設の運営にかかる費用の基準額です。
実際の利用者負担額は所得段階により異なります。

利用者負担は所得段階によって異なります



基準費用額は上がりますが、利用者負担（負担限度額）は所得段階に応じて設定されます。

低所得の方の負担増は、最小限に抑えられています。

第1段階・第2段階の方（住民税非課税など）

- 負担限度額の変更はありません
- 第1段階： 300円（据え置き）
- 第2段階： 390円（据え置き）



※基準額との差額は、これまで通り介護保険（補足給付）で賄われます。

第3段階の方



負担増は一部に抑制されています。

第4段階（一般）の方



**基準費用額の引き上げ（+100円）
に伴い、負担額も変更となります。**

**基本的に
+100円 / 日 程度**

※具体的な金額は、施設との契約に基づき設定されます。

段階別・負担額の変更まとめ（1日あたり）

段階	変更額
第1・2段階	+0円（据え置き）
第3段階①	+30円
第3段階②	+60円
第4段階（一般）	+100円（基準額相当）

施行時期について



**令和8年（2026年）
8月より開始**

次期報酬改定（令和9年）を待たずに、前倒しで実施されます。

本日のまとめ



食材費高騰に対応し、基準費用額を
+100円 引き上げ。



低所得者の負担増は **0円～60円**
に抑制（第1・2段階は据え置き）。



令和8年8月 からスタート。